

令和4年第7回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 8 2 号	足利市職員の給与に関する条例等の改正について	3
議案第 8 3 号	令和 4 年度足利市一般会計補正予算（第 6 号）について	1 3
議案第 8 4 号	地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	1 7
議案第 8 5 号	足利市手数料条例の改正について	4 9
議案第 8 6 号	令和 4 年度足利市一般会計補正予算（第 7 号）について	5 7
議案第 8 7 号	令和 4 年度足利市一般会計補正予算（第 8 号）について	6 1
議案第 8 8 号	足利市犯罪被害者等支援条例の制定について	6 3
議案第 8 9 号	令和 4 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発 事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 8
報告第 2 4 号	市長専決処分事項報告について	7 0

足利市職員の給与に関する条例等の改正について

次のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川尚秀

足利市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(足利市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	

1 9	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
2 0	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
2 1	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
2 2	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
2 3	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
2 4	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
2 5	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
2 6	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
2 7	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
2 8	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
2 9	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
3 0	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
3 1	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
3 2	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
3 3	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
3 4	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
3 5	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
3 6	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
3 7	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
3 8	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
3 9	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
4 0	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
4 1	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
4 2	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
4 3	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
4 4	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
4 5	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
4 6	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
4 7	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
4 8	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
4 9	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
5 0	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
5 1	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
5 2	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
5 3	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
5 4	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
5 5	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	

5 6	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
5 7	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
5 8	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
5 9	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
6 0	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
6 1	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
6 2	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
6 3	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
6 4	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
6 5	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
6 6	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
6 7	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
6 8	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
6 9	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
7 0	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
7 1	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
7 2	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
7 3	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
7 4	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
7 5	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
7 6	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
7 7	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
7 8	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
7 9	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
8 0	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
8 1	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
8 2	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
8 3	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
8 4	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
8 5	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
8 6	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
8 7	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		

	9 3	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
	9 4		294, 900	342, 600					
	9 5		295, 200	343, 100					
	9 6		295, 600	343, 500					
	9 7		295, 800	343, 700					
	9 8		296, 100	344, 100					
	9 9		296, 500	344, 500					
	100		296, 900	344, 800					
	101		297, 100	345, 100					
	102		297, 400	345, 500					
	103		297, 800	345, 900					
	104		298, 100	346, 300					
	105		298, 300	346, 800					
	106		298, 600	347, 200					
	107		299, 000	347, 600					
	108		299, 300	348, 000					
	109		299, 500	348, 500					
	110		299, 900	348, 900					
	111		300, 300	349, 200					
	112		300, 600	349, 500					
	113		300, 800	350, 000					
	114		301, 000						
	115		301, 300						
	116		301, 700						
	117		301, 900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302, 700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303, 600						
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再 任 用 職 員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

第2条 足利市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年足利市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表1の項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和26年足利市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の6か月の項中12月1日の欄中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同表5か月以上6か月未満の項12月1日の欄中「100分の130」を「100分の134」に改め、同表3か月以上5か月未満の項12月1日の欄中「100分の97.5」を「100分の100.5」に改め、同表3か月未満の項12月1日の欄中「100分の48.75」を「100分の50.25」に改める。

第6条 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2中

「

100分の162.5	100分の167.5
100分の130	100分の134
100分の97.5	100分の100.5
100分の48.75	100分の50.25

を

」

「

100 分の 165	100 分の 165
100 分の 132	100 分の 132
100 分の 99	100 分の 99
100 分の 49.5	100 分の 49.5

に

」

改める。

(足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足利市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

号給	給料月額
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600

2 0	174, 000
2 1	175, 300
2 2	177, 800
2 3	180, 300
2 4	182, 800
2 5	185, 200
2 6	186, 900
2 7	188, 500
2 8	190, 200
2 9	191, 700
3 0	193, 400
3 1	195, 200
3 2	196, 900
3 3	198, 500
3 4	199, 900
3 5	201, 400
3 6	202, 900
3 7	204, 200
3 8	205, 500
3 9	206, 700
4 0	208, 000
4 1	209, 300
4 2	210, 600
4 3	211, 900
4 4	213, 200
4 5	214, 300
4 6	215, 600
4 7	216, 900
4 8	218, 200
4 9	219, 200
5 0	220, 300
5 1	221, 300
5 2	222, 300
5 3	223, 300
5 4	224, 200
5 5	225, 100
5 6	226, 000

5 7	226,300
5 8	227,100
5 9	227,800
6 0	228,500
6 1	229,200
6 2	230,000
6 3	230,700
6 4	231,300
6 5	231,900
6 6	232,500
6 7	233,100
6 8	233,800
6 9	234,500
7 0	235,100
7 1	235,600
7 2	236,300
7 3	237,000
7 4	237,600
7 5	238,200
7 6	238,700
7 7	239,300
7 8	240,000
7 9	240,700
8 0	241,200
8 1	241,700
8 2	242,300
8 3	242,900
8 4	243,400
8 5	243,900
8 6	244,500
8 7	245,100
8 8	245,600
8 9	246,100
9 0	246,600
9 1	246,900
9 2	247,300
9 3	247,600

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（足利市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の4第2項第1号の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次条において「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年度足利市一般会計補正予算（第6号）について

次のとおり定める。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,611,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		11,740,268	392,217	12,132,485
	15 国庫補助金	4,151,252	392,217	4,543,469
55 県支出金		4,595,005	12,300	4,607,305
	15 県補助金	1,371,163	12,300	1,383,463
75 繰越金		559,638	△1,517	558,121
	10 繰越金	559,638	△1,517	558,121
歳入合計		57,208,000	403,000	57,611,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		362,223	△1,106	361,117
	10 議会費	362,223	△1,106	361,117
15 総務費		4,037,676	△114,810	3,922,866
	10 総務管理費	2,886,362	△100,210	2,786,152

	15 徴 税 費	619,517	△23,760	595,757
	20 戸籍住民 基本台帳費	356,065	7,995	364,060
	25 選 挙 費	107,621	△789	106,832
	30 統計調査費	36,707	1,905	38,612
	35 監査委員費	31,404	49	31,453
20 民 生 費		23,878,285	28,676	23,906,961
	10 社会福祉費	6,851,714	33,765	6,885,479
	15 児童福祉費	9,432,464	△829	9,431,635
	20 老人福祉費	4,818,915	△973	4,817,942
	25 生活保護費	2,774,782	△3,287	2,771,495
25 衛 生 費		6,143,807	3,282	6,147,089
	10 保健衛生費	3,107,876	15,415	3,123,291
	15 清 掃 費	3,035,931	△12,133	3,023,798
35 農林水産業費		844,425	△4,326	840,099
	10 農 業 費	650,739	△3,483	647,256
	15 林 業 費	193,686	△843	192,843
40 商 工 費		4,069,523	432,674	4,502,197
	10 商 工 費	4,069,523	432,674	4,502,197
45 土 木 費		5,770,986	△47,719	5,723,267
	10 土木管理費	150,206	△5,115	145,091
	15 道路橋りょう 費	1,237,043	△32,098	1,204,945
	20 河 川 費	207,657	△6,592	201,065
	25 都市計画費	3,777,572	△828	3,776,744
	30 住 宅 費	398,508	△3,086	395,422

50 消 防 費		2,151,159	31,266	2,182,425
	10 消 防 費	2,151,159	31,266	2,182,425
55 教 育 費		5,385,737	75,063	5,460,800
	10 教育総務費	854,058	58,056	912,114
	15 小 学 校 費	725,639	△7,425	718,214
	20 中 学 校 費	475,611	△5,820	469,791
	25 社会教育費	1,596,891	△29,330	1,567,561
	30 保健体育費	1,733,538	59,582	1,793,120
歳 出 合 計		57,208,000	403,000	57,611,000

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

次のとおり制定する。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川尚秀

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(足利市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の定年等に関する条例(昭和59年足利市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは、」の次に「同条の規定にかかわらず、」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務に従事」を「当該定年退職日において従事している職務に従事」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員

であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「退職による」を「退職により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 足利市職員の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第13号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員が占める職
- (2) 給与条例別表第2の適用を受ける職員であって、その職務の級が5級以上であるものが占める職（前号に掲げる職を除く。）
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理

監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により

延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員につ

いて前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、任命権者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相

当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度

(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(足利市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 足利市職員の給与に関する条例(昭和26年足利市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号及び次項において)」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を

「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第2項中「第17条の4第2項」を「第17条の4第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第3項から第9項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項に見出しとして「（関連条例の改正）」を付し、附則に次の7項を加える。

（経過措置）

- 4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 足利市職員の定年等に関する条例（昭和59年足利市条例第3号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 足利市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 6 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規

定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（規則への委任）

10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年足利市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(足利市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 足利市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年足利市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(暫定手当)」を付し、附則に次の5項を加える。

(経過措置)

3 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(次項において「特定日」という。)以後、管理者が定める額とする。

4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(次項において「他の職への降任等」という。)をされた職員であつて、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。

5 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（足利市職員等退職手当条例の一部改正）

第5条 足利市職員等退職手当条例（昭和28年足利市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を、「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（足利市の休日を定める条例（平成元年足利市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項

において「職員みなし日数」という。) 」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」を「第7条第4項において「休職月等」に改め、「定める額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第1項中「以後の」の次に「退職による」を加える。

附則第2項から第15項までを削る。

附則第16項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第17項中「なつた」を「なつた」に改め、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和28年法律第182号）」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第18項を附則第4項とする。

附則第19項中「第3条から第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第14項まで」を加え、「附則第19項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第20項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第21項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加え、「附則第19項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第22項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第23項を附則第9項とする。

附則第24項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第10項とする。

附則に次の4項を加える。

- 1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11条」とする。
- 1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。
- 1 3 足利市職員の給与に関する条例附則第4項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 4 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とする。

（足利市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 足利市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年足利市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年足利市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条から第5条まで」の次に「又は附則第11項若しくは第12項」を、「第3条から第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第14項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年足利市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 足利市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(足利市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 足利市職員の育児休業等に関する条例（平成4年足利市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 足利市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3

号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 足利市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条の5の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第10条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年足利市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(足利市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 足利市職員の再任用に関する条例(平成13年足利市条例第5号)は、廃止する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年足利市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第13条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年足利市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」」を「第10条第2項第2号及び第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」」に改める。

（足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年足利市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第19項」を「附則第5項」に改める。

（足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第15条 足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第16条 足利市職員等退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第19項から第21項まで」を「附則第5項から第7項まで」に改める。

（職員の降給に関する条例の一部改正）

第17条 職員の降給に関する条例（平成30年足利市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（降給の種類の特例）

2 足利市職員の給与に関する条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは、「並びに足利市職員の給与に関する条例附則第4項の規定による降給とする」とする。

（通知書の交付についての適用除外等）

3 第5条の規定は、足利市職員の給与に関する条例附則第4項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中足利市職員等退職手当条例第10条の改正規定、同条例附則第22項の改正規定（「附則第11条」を「附則第13条」に改める部分に限る。）及び同条例附則第24項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第9条及び第13条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(足利市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の足利市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の足利市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、任命権者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における

新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年（以下「旧定年条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（足利市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの

間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（この条第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4

第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における

令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(足利市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢

が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（足利市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

第10条 この条例による改正後の足利市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第4項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（足利市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関

する経過措置)

- 第11条 暫定再任用職員（令和3年改正法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び附則第17条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される足利市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される足利市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第

17条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 足利市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで、第8条、第9条、第9条の3及び第9条の4の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（足利市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の足利市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（足利市職員等退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対するこの条例による改正後の足利市職員等退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項

(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

- 2 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(足利市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の足利市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第15条 この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(次項において「新外国派遣条例」という。)第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- 2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新外国派遣条例の規定を適用する。

(足利市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する足利市職員の給与に関する条例附則第4項の規定の適用については、同項中「)とする。」とあるのは、「)に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新休暇等条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新休暇等条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次項において「新公益的法人等派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新公益的法人等派遣条例の規定を適用する。

足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市手数料条例の一部を改正する条例

足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の部低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料の款(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請の審査の項を次のように改める。

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	
ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録省エネ判定機関」という。）が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した額	
(ア) 住宅部分	
建築物全体の戸数	申請1件につき
1戸	4,000円
1戸を超え5戸以内	9,000円
5戸を超え10戸以内	15,000円
10戸を超え25戸以内	25,000円
25戸を超え50戸以内	43,000円
50戸を超え100戸以内	77,000円
100戸を超え200戸以内	121,000円
200戸を超えるもの	153,000円
(イ) 共用部分	
共用部分の床面積の合計	申請1件につき
300㎡以内	9,000円
300㎡を超え2,000㎡以内	25,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内	77,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内	121,000円

10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	153,000 円
25,000 m ² を超えるもの	191,000 円

(ウ) 非住宅部分

非住宅部分の床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 以内	9,000 円
300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	25,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	77,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	121,000 円
10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	153,000 円
25,000 m ² を超えるもの	191,000 円

イ ア以外の場合 次に掲げる額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した額

(ア) 住宅部分

建築物全体の戸数	申請 1 件につき
1 戸	33,000 円
1 戸を超え 5 戸以内	66,000 円
5 戸を超え 10 戸以内	93,000 円
10 戸を超え 25 戸以内	130,000 円
25 戸を超え 50 戸以内	187,000 円
50 戸を超え 100 戸以内	268,000 円
100 戸を超え 200 戸以内	363,000 円
200 戸を超えるもの	476,000 円

(イ) 共用部分

共用部分の床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 以内	104,000 円
300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	172,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	267,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	343,000 円
10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	410,000 円
25,000 m ² を超えるもの	478,000 円

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）

当該非住宅部分の床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 以内	80,000 円
300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	130,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	210,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	280,000 円

10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	340,000 円
25,000 m ² を超えるもの	400,000 円
(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）	
当該非住宅部分の床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 以内	229,000 円
300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	366,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	521,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	639,000 円
10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	753,000 円
25,000 m ² を超えるもの	860,000 円

別表第 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の部低炭素建築物新築等計画に関する変更の認定の申請手数料の款(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

(1) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
ア 当該低炭素建築物新築等計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した額	
(ア) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅部分の場合	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の部（以下「低炭素建築物新築等計画の認定の部」という。）(1)の款アの項(ア)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(イ) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた共用部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款アの項(イ)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(ウ) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた非住宅部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款アの項(ウ)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款アの項に規定する額

イ ア以外の場合 次に掲げる額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した額	
(ア) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
(イ) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた共用部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
(ウ) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(ウ)に規定するモデル建物法を用いるものに限る。）の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
(エ) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた非住宅部分（低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(エ)に規定する標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イの項(エ)に規定する額の2分の1に相当する額
(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分の場合	低炭素建築物新築等計画の認定の部(1)の款イに規定する額

別表第3 建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の款(1) 建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

(1) 建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	
ア 当該性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関が交付したのものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる金額を合算した額	
(ア) 住宅部分	申請1件につき 4,700円
(イ) 共同住宅等の部分について、次に掲げる面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の面積を控除した面積。イ(イ)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額	

床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	9,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	18,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	41,000 円
5,000 m ² 以上	74,000 円

(ウ) 非住宅部分について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	9,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	15,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	25,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	74,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	110,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	140,000 円
25,000 m ² 以上	180,000 円

イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の手数料を合算した額

(ア) 住宅部分（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	31,000 円
200 m ² 以上	35,000 円

(イ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	63,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	180,000 円
5,000 m ² 以上	250,000 円

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	80,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	100,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	130,000 円

2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	210,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	280,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	340,000 円
25,000 m ² 以上	400,000 円
(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請 1 件につき
300 m ² 未満	210,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	260,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	330,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	480,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	590,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	700,000 円
25,000 m ² 以上	800,000 円

別表第 3 建築物省エネ法第 3 6 条第 1 項の規定による認定の部建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の款(1) 性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

(1) 性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	
ア 当該性能向上計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類（住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関が交付したものに限り。）の添付があった場合 次に掲げる手数料を合算した額	
(ア) 性能向上計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に係るものを除く。）	建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の部(1)の款アの項(ア)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(イ) 性能向上計画の認定を受けた共同住宅等の部分	建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の部(1)の款アの項(イ)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(ウ) 性能向上計画の認定を受けた非住宅部分	建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の部(1)の款アの項(ウ)に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の部(1)の款アの項に定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる金額を合算した額	
(ア) 性能向上計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に係るものを除く。）	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
(イ) 性能向上計画の認定を受けた共同住宅等の部分	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
(ウ) 性能向上計画の認定を受けた非住宅部分（建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(ウ)に規定するモデル建物法を用いるものに限る。）	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
(エ) 性能向上計画の認定を受けた非住宅部分（建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(エ)に規定する標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項(エ)に規定する額の2分の1に相当する額
(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の部(1)の款イの項に規定する額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年度足利市一般会計補正予算（第7号）について

次のとおり定める。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,177,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 寄附金		105,052	44,000	149,052
	10 寄附金	105,052	44,000	149,052
75 繰越金		558,121	514,300	1,072,421
	10 繰越金	558,121	514,300	1,072,421
85 市債		4,302,600	7,700	4,310,300
	10 市債	4,302,600	7,700	4,310,300
歳入合計		57,611,000	566,000	58,177,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 総 務 費		3,922,866	24,076	3,946,942
	10 総務管理費	2,786,152	24,076	2,810,228
20 民 生 費		23,906,961	541,924	24,448,885
	10 社会福祉費	6,885,479	541,924	7,427,403
歳 出 合 計		57,611,000	566,000	58,177,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追 加

款	項	事 業 名	金 額
25 衛 生 費	15 清 掃 費	施設管理運営費 (最終処分場)	3,900
		ごみ処理施設等建設事業費	108,600
45 土 木 費	15 道路橋りょう費	自動車購入等 (更新)	5,510
		単独道路改良事業費	70,600
		通学路安全対策等事業費	11,521
		冠水対策事業費	8,770
	20 河 川 費	一般排水路工事費	63,310

第3表 債務負担行為補正

(単位千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市民活動センター運營業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	18,000

第4表 地方債補正

(単位千円)

変更

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
					期間 (内据置期間)	方法
変更前	河川事業費	129,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で 借り入れる場合は、 当該見直し後の 利率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年賦償還とする。 ただし、償還期日は借入先と協定するものとする。 市財政の都合により繰上償還のために償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。
変更後	河川事業費	137,200	同上	同上	同上	同上

令和4年度足利市一般会計補正予算（第8号）について

次のとおり定める。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

（単位千円）

追 加

事 項	期 間	限 度 額
新クリーンセンター整備・運営事業	令和4年度から 令和29年度まで	60,357,000 上記金額のほか、 金利、物価、その他 の変動事由等契約 に定める増減額等

足利市犯罪被害者等支援条例の制定について

次のとおり制定する。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、自由、名誉又は財産の被害をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、インターネットでの拡散又は報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(再被害及び二次的被害の防止)

第8条 市は、再被害の防止及び安全の確保のため、保護施設の利用に関する情報の提供、防犯に係る指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等の個人情報適切な取扱いの確保に努めるとともに関係機関等と連携して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談及び情報提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、再被害及び二次的被害の防止並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(教育活動の推進)

第12条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(民間支援団体への支援)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合においては、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

令和 4 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
補正予算（第 1 号）について

次のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計

補正予算（第1号）

令和4年度足利市の（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位千円）

款	項	事業名	金額
10 産業団地開発事業費	10 産業団地開発事業費	産業団地開発事業費	124,589

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年11月25日提出

足利市長 早川 尚 秀

記

番号	専決処分の内容
1	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 足利市八柵町在住 男性（以下この項において「甲」という。） イ 教育委員会事務局学校管理課 職員（以下この項において「乙」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況 令和4年9月12日に足利市八柵町26番地先（足利市立毛野中学校敷地内）において、乙が除草作業をしていたところ、草刈機ではじかれた小石により甲所有の住宅の窓ガラスを破損したものである。</p> <p>(4) 主な和解内容 ア 市は、甲に対し、窓ガラス修理代として、40,700円を支払うこと。 イ 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、アに定める以外の請求はしないこと。</p> <p>(5) 和解年月日 令和4年11月7日</p> <p>(6) 損害賠償額 40,700円</p>